

浦添市行財政集中改革プラン

(実施期間:平成17年度～平成21年度)

平成18年5月
浦 添 市

目 次

〈行政改革のこれまでの取り組み〉	1
〈行政改革の今後の取り組み〉	1
〈実施期間〉	1
〈行政改革の推進体制〉	1
1. 実施と進行管理	1
2. 市民の意見反映	2
〈市民に対する公表〉	2
〈具体的施策の基本的な考え方〉	2
1. 事務・事業の再編・整理、廃止・統合	2
2. 民間委託の推進(指定管理者制度の活用を含む)	2
3. 定員管理の適正化	3
4. 給与の適正化	3
5. 経費節減等の財政効果	3
6. 第三セクターの見直し	4
7. 地方公営企業関係等の見直し	4
〈具体的施策〉	5
事務・事業の再編・整理、廃止・統合	5
1. 平成17年度～平成21年度までの5年間における再編・整理等の目標	5
2. 事務事業の再編・整理等を行う際の基本的な考え方・手法	7
施設の民間委託推進(指定管理者制度含む)について	8
レクリエーション・スポーツ施設	8
産業振興施設	8

基盤施設	8
文教施設	8
医療・社会福祉施設	8
その他	9
公の施設以外の施設	9
事務事業の民間委託推進について	10
定員管理の適正化	11
(1) 職員の変動状況	11
(2) 過去の純減実績の内容	11
(3) H17.4.1～H22.4.1までの定員管理の数値目標の基本方針	11
(4) 定員適正化計画の見直し状況	11
給与の適正化	12
経費節減等の財政効果(普通会計)	13
第三セクタ - 等の見直し	14
1. 既存法人の見直し	14
2. 監査・点検評価・情報公開	15
3. 役職員数・給与	15
地方公営企業関係等	16
1. 水道事業の経営健全化について	16
(1) 経営改革への取組計画	16
(2) 定員管理に関する計画	16
(3) 給与の適正化に関する計画	16
(4) 経費節減等の取組による効果額(見込み)	17

(5) 計画達成状況の公表	17
2. 下水道事業の経営健全化について	18
(1) 経営改革への取組計画	18
(2) 定員管理に関する計画	18
(3) 給与の適正化に関する計画	18
(4) 経費節減等の取組による効果額(見込み)	19
(5) 計画達成状況の公表	19

《行政改革のこれまでの取り組み》

本市においては、昭和60年に第1次、平成8年に第2次、平成15年に第3次浦添市行政改革大綱をそれぞれ策定し、全庁的に行政改革に取り組んできました。

これまでの具体的な取り組みですが、事務事業の見直し、民間委託の推進、行政組織の見直し、定員管理の適正化、給与の適正化など多くの行政改革に取り組み一応の成果を挙げてきました。

ちなみに、平成8年の第2次行政改革大綱における取り組みですが、事務事業見直しにより504,296千円、民間委託により37,922千円、行政組織の見直しにより68,777千円、給与の見直しにより113,464千円と、総額724,459千円の経費縮減となっております。

また、平成15年の第3次行政改革大綱は実施期間を平成19年度までとし現在進行中ですが、平成17年度までの3年間の取り組みについて見ますと、使用料手数料等の見直しにより66,136千円の収入増、歳出については職員数の削減により159,390千円、給与の見直しにより62,116千円、補助金の見直しにより45,322千円、民間委託により132,229千円、事務事業の見直し等により49,167千円と、総額で514,360千円の効果額となっております。

しかしながら、景気が低迷する中において、市税収入等の伸び悩みや支出の増大等、依然として財政を取り巻く環境は厳しさを増し、財政健全化に向けたより実効性のある行政改革の新たな取り組みが求められています。

《行政改革の今後の取り組み》

景気が低迷する中であって、市税収入等は伸び悩み、加えて支出は増大する傾向にあり、財政事情はますます厳しさを増しております。

現に、平成16年度の予算編成において17億円、平成17年度の予算編成において10億円の基金取り崩しを行い、これまでにない厳しい予算編成となっております。平成18年度の予算編成においても財政事情の厳しさに変わりなく、9億5千万円の基金取り崩しを余儀なくされている現状を踏まえると、より一層財政健全化に向けた行政改革の新たな取り組みが求められています。

このようなことから、財政健全化に向けたより実効性のある行政改革を取り組み、なお一層の市民サ・ビスの提供を図っていくため、「浦添市行財政集中改革プラン(以下「集中改革プラン」という。)」を策定し、市民の理解と協力を得ながら強力に行政改革を推進していきます。

なお、集中改革プランについては、行政改革の実施状況を踏まえながら、必要に応じ見直しを図っていきます。

《実施期間》

実施期間は、平成17年度から平成21年度までの5年間とします。

ただし、平成17年度は、既に第3次行政改革大綱を踏まえた行政改革の取り組みがあり、集中改革プランによる取り組みとします。

《行政改革の推進体制》

1. 実施と進行管理

行政改革は、市長を本部長とする浦添市行政改革推進本部が中心となり全庁体制で取り組んでいきます。

また、行政改革を計画的かつ着実に推進していくため、年次的な進捗状況の把握等進行管理に努めます。

2. 市民の意見反映

行政改革の進捗状況等について、市民の代表等からなる浦添市行政改革推進委員会に報告を行うとともに、幅広い意見を受けながら推進していきます。

《市民に対する公表》

行政改革の実施状況については、広報紙うらそえやホ - ムペ - ジ等により広く市民に公表し、市民の理解と協力を得ながら推進していきます。

《具体的施策の基本的な考え方》

具体的な施策については、次に述べる基本的な考え方を踏まえ、努めて目標の数値化や市民にわかりやすい計画内容としていきます。

1. 事務・事業の再編・整理、廃止・統合

事務事業の再編・整理、廃止・統合については、これまでも継続的に実施され、事務事業の迅速化、簡素化、能率化等を図るとともに、市民の利便性を向上させてきました。

しかしながら、長期に亘る経済不況、地方分権化、少子高齢化の進行、情報社会の進展、市民の価値観の多様化など、急激な社会環境の変化の中で、迅速かつ適切な事務事業の対応が求められています。

このようなことから、限られた財源の中でよりよい市民サービスを図っていくためには、引き続き事務事業全般にわたって徹底した見直しが重要であり、強力に事務事業の再編・整理、廃止・統合を推進していきます。

2. 民間委託等の推進(指定管理者制度の活用を含む。)

民間委託は、財政健全化と市民サービスの向上を図る効果的な手段として、これまでも施設管理や多くの事務事業について積極的に推進してきました。

特に、公の施設管理については、平成15年9月に指定管理者制度が施行され、これまで公共団体や公共的団体等に限定されていた管理の範囲を民間事業所まで拡大されたことにより、より一層市民サービスの向上と行政コストの縮減が期待されることから、平成17年に策定された「指定管理者制度導入の指針」を踏まえ、積極的にその導入を図っていきます。

また、その他の事務事業の民間委託についても、民間委託基準を踏まえ、より一層の拡大を図っていきます。

〔民間委託基準〕

- 民間委託によりサービスが低下しないこと。
- 民間委託により経済効果が増すこと。
- 民間委託により事務効率が増すこと。
- 委託業務に対する指導、監督権が保持できること。
- 個人情報等守秘義務が守られること。

3. 定員管理の適正化

職員の定員管理については、平成15年度から平成19年度までを実施期間とする浦添市定員適正化計画に基づき、年次的に着実に適正化を図り、最終年次とする平成19年度の目標数である876人を既に平成17年度(863人)において達成しております。

しかしながら、平成17年度における類似団体との単純値比較においては、水道、下水道等の公営企業等職員を除く普通会計職員数で27人多くっております。

人件費は、長期的に財政負担を強いるものであり、厳しい財政状況の中にあって、健全な財政運営を推進する観点からも定員管理の適正化を図り、人件費を抑制していくことが重要と考えます。

このようなことから、事務事業の見直し、組織の合理化、民間委託の推進等を強力に取り組み極力職員の削減に努め、少数精鋭による能率的な定員管理を行っていきます。

具体的な数値目標として、平成22年4月1日までに6.4%の職員数の削減を目指すものです。

4. 給与の適正化

職員の給与については、その職務と責任に応ずるものとし、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業従事者の給与、その他の事情を考慮して定めなければならないとしています。

本市においては、国及び他の地方公共団体等の給与水準を踏まえながら、その職務と責任の度合いに応じた給与体系を保持し、給与制度の適正な運用に努めてきました。

しかしながら、厳しい財政状況において、より一層公務員の給与の適正化が叫ばれており、給与制度全般について見直しが重要といえます。

このことから、給与制度の適正な運用と併せて、特殊勤務手当等の諸手当の支給のあり方について総合的に点検し、制度の趣旨や支出の方法に不適切なものがあれば、その是正を図っていきます。

5. 経費節減等の財政効果

景気が低迷する中であって、市税収入等は伸び悩み、加えて支出は増大する傾向にあり、本市の財政事情は極めて厳しい状況にあります。

現に、平成16年度及び平成17年度の当初予算編成においては、これまでにない多額の基金取り崩しを余儀なくされており、財政健全化に向けたより実効性のある行財政改革の取り組みが強く求められています。

このようなことから、財政運営の健全化を図り、引き続き安定した市民サービスを推進していくため、自主財源の確保に努めるとともに、公債費の縮減や歳出の適正執行等徹底した経費節減を行っていきます。

6. 第三セクタ - の見直し

本市の第三セクタ - として、浦添市土地開発公社(以下「土地開発公社」という。)と浦添市公共施設管理公社(以下「公共施設管理公社」という。)があり、いずれも市が100%出資し、設置された特殊法人及び民法法人です。

土地開発公社は、地価高騰の財政的負担による公共用地の取得の困難性を円滑に推進するため、公共施設管理公社は公共施設の効果的な管理を図ることを主目的として、それぞれ設置されています。本来、市が行うべき事務事業や市民サ - ビスを民間が有している効率性、機動性を活かし、より能率的な推進が期待できることによるものです。

しかしながら、社会経済の変化や市民ニ - ズの多様化、行政事務の変化等により、必ずしも初期の目的が達成されず抜本的な経営改善策が求められています。

特に、公共施設管理公社については、これまで公共的団体等に限定して認められていた公共施設の管理委託が、法律改正に伴い民間事業所等まで拡大されたことにより、民間事業所等との対等な競争力が求められ、極めて厳しい経営が予測されています。

このようなことから、公社の経営全般について見直しを行い、経営状況が厳しい公共施設管理公社については法的整理を行うとともに、土地開発公社については経営健全化に向けた改革を積極的に取り組むこととします。

7. 地方公営企業関係等の見直し

本市の公営企業として、水道事業と下水道事業があり、いずれの事業も公共性の高い重要な公共サ - ビスとして健全な企業運営に努めてきました。

しかしながら、下水道事業においては、一般会計予算からの繰入金があり、経営健全化に向けたより一層の取り組みが求められています。また、水道事業においても、施設の維持補修や配水池の建設等中・長期的な財政計画を踏まえた、経営健全化の取り組みが重要といえます。

このことから、公営企業の事務事業の総点検を行い、事務処理の迅速化・効率化を図るとともに、民間事業所等の経営的手法を導入したほうが、より健全な事業運営が期待できるものについては、積極的に民間委託を推進していきます。

さらに、職員給与については、公営企業の経営状況を踏まえながら、市の一般行政職員や国及び他の地方公共団体の同種の職員との均衡を考慮し、給与の適正化を図っていきます。

また、定員管理については、市の定員適正化計画を踏まえ、少数精鋭による能率的な定員管理を図っていきます。

(具体的施策)

* 事務・事業の再編・整理、廃止・統合

1. 平成17年度～平成21年度までの5年間における再編・整理等の目標

:実施 :検討 :継続

事務事業	平成17年度～平成21年度の5年間における目標					検討・実施の具体的な取組内容	所管課
	目標	17	18	19	20		
1 市税徴収率の向上	徴収率 90.6%					年次的な徴収計画に基づいた徴収強化 16年度実績89.9% 90.6%	市民税課・資産税課・納税課
2 公の施設の使用料の見直し	見直し					受益者負担の原則を踏まえ定期的に見直し	各担当所管課
3 事務取扱手数料の見直し	見直し					受益者負担の原則を踏まえ定期的に見直し	各担当所管課
4 駐車場の有料化	収入の確保					・公共施設等における職員駐車場の有料化 ・運動公園自走式駐車場の有料化	総務課・ 美らまち推進室・ (教)総務課
5 未利用財産の売り払い等	見直し					未利用財産の有効活用や処分等財産管理の適正化 H17年度実施済	総務課・ 各担当所管課
6 広報紙、印刷製本等への広告	広告料収入確保					広報紙、印刷製本への広告掲載	国際交流課・ 各担当所管課
7 公有財産への広告	収入の確保					公共施設の市民待合室や、電光掲示板等への広告	総務課
8 職員定数の削減	6.4%の純減					5年間で6.4%の職員削減	行政改革推進室
9 収入役の廃止	廃止					制度上に基づく収入役の廃止	会計課・ 行政改革推進室
10 水道事業管理者の廃止	廃止					水道事業管理者の事務量を精査し設置を廃止	(水)総務課
11 専門的非常勤職員の活用	美術館長、図書館長を非常勤職員に置き換え					知識・経験を有する専門的非常勤職員への置き換え H17年度実施済	(教)総務課
12 小・中学校一般事務職員配置	見直し					正規職員の臨時職員への置き換え H18年度実施	(教)総務課
13 小・中学校図書館事務職員配置	見直し					正規職員の臨時職員への置き換え H19年度実施	(教)総務課
14 市議会議員の定数見直し	定数の削減					議会運営の適正化を踏まえ議員定数の削減	議会事務局
15 給与制度の見直し	見直し					職務と責任に応じた給与制度の見直し	職員課・ (水)総務課
16 時間外勤務手当の縮減	10%縮減					計画的な業務の執行等事務処理の効率化による経費の縮減 H17年度実施済	財政課・ (水)総務課
17 通勤手当の見直し	見直し					県に準じて見直し 平成17年実施	職員課・ (水)総務課
18 特殊勤務手当の見直し	見直し					制度の趣旨に合致しないものや支出が不適切なものについて見直し	職員課・ (水)総務課
19 住居手当の見直し	見直し					国に準じて見直し	職員課・ (水)総務課

事務事業		平成17年度～平成21年度の5年間における目標					検討・実施の具体的な取組内容	所管課
		目標	17	18	19	20		
20	行政組織の見直し	組織の統廃合					簡素にして効率的な執行体制を確保するため機構改革の実施	行政改革推進室・(水)総務課
21	老人福祉施設指定管理者制度導入	経費の縮減					かりゆしセンター、老人福祉センター、地域福祉センターの指定管理者制度導入	介護長寿課
22	浦和寮指定管理者制度導入	経費の縮減					指定管理者制度導入	児童家庭課
23	サン・アビリティーズうらそえ指定管理者制度導入	経費の縮減					指定管理者制度導入	福祉課
24	公園の維持管理	経費の縮減					地域ボランティアとの連携・協力により公園の協働管理や指定管理者制度の導入	美らまち推進室
25	てだこホール指定管理者制度導入	経費の縮減					指定管理者制度導入	文化課
26	社会体育施設の指定管理者制度の導入	経費の縮減					陸上競技場、市民体育館、市民球場、多目的運動場の指定管理者制度導入	社会体育課
27	市営住宅の指定管理者制度導入	経費の縮減					内間、前田、安波茶市営住宅の指定管理者制度導入	建築工事課
28	保育所の民営化	保育所の民営化					牧港保育所の民営化 H19年度実施	保育課
29	リサイクルプラザ研修事業の委託	経費の縮減					研修事業の民間委託	環境施設課
30	学校給食調理業務の民間委託	経費の縮減					学校給食調理業務の民間委託	学務課・学校給食調理場
31	学校給食配送業務委託の見直し	経費の縮減					学校給食調理業務の民間委託に伴い調理業務と一括した効率的な民間委託	学校給食調理場・学務課
32	清掃業務委託の見直し	経費の縮減					清掃委託業務仕様の見直し	総務課・各担当所管課
33	負担金・補助金の見直し	原則20%縮減					補助金のあり方、行政効果等により一層精査。16年度を基準に2ヵ年で原則20%減(17年度10%、18年度追加10%減)	財政課・各担当所管課
34	公共工事のコスト縮減	経費の縮減					国の公共工事コスト縮減に関する指針を踏まえた工事のコスト縮減	契約検査課・各担当所管課
35	1%文化費の凍結	凍結					公共工事費の1%文化費を凍結 H17年度実施済	企画課
36	物件費の抑制	抑制					賃金、旅費、消耗品費、備品購入費等の経費縮減	財政課
37	第5次総合行政システムの整備	見直し					第5次総合行政システムを整備による事務処理効率化・減量化	情報政策課・各担当所管課
38	市税の前納報奨金の見直し	見直し					市税の納期前納付に対する報奨金交付限度額の見直し H18年度実施	納税課
39	人材育成基本計画策定	策定					職員の能力開発を効果的に推進するため人材育成基本計画を策定	職員課
40	人事評価制度導入	導入					職員の意欲を高揚し能力ある優秀な人材を育成するため人事評価制度を導入	職員課

事務事業		平成17年度～平成21年度の5年間における目標					検討・実施の具体的な取組内容	所管課
		目標	17	18	19	20		
41	行政評価制度導入	導入					行政に対する市民の理解及び信頼性を確保するため行政評価制度を導入	企画課
42	外部意見を取り入れる仕組み	拡充					・ホームページでの意見聴取充実 ・市民行政懇談会の充実 ・民間委員を交えた諮問機関設置の拡大	国際交流課・ 行政改革推進室・ 各担当所管課
43	その他事務事業見直し	見直し					全庁的な事務事業総点検実施	全課・ 行政改革推進室

2. 事務事業の再編・整理等を行う際の基準・手段

限られた資源を有効に活用し、市民ニーズに的確に対応できるよう重点事業を中心に次の検討基準を作成し見直しを図る。

- 所期の目的は達成されているか
- 市民と行政の役割分担はどうか、又、行政の関与の必要性はどうか
- 費用対効果、必要性、事業効果はどうか
- 使用料、手数料は適正か
- 市民間の公平性はどうか
- 緊急を要する事業か、又、実施可能か
- ある程度、検討に期間を要する事業か
- 社会経済情勢に合っている事業か
- 民間活用、委託のほうが経費節減できる事業はないか
- 市の個性、特色が活かされる事業か
- 手続きが簡素化、効率化できないか
- イベント等、市民の目線からみて必要な事業か、又、主体的に参加できるものか
- 統合を図れる事業はないか
- 個人を対象とした現金給付等の扶助費や奨励金は妥当か

施設の民間委託推進（指定管理者制度含む）について

レクリエーション・スポーツ施設 （競技場、体育館、プール、宿泊休養施設など）

施設名	16年度末時点の状況				17～21年度までの5年間の取組目標
	直営	一部委託	管理委託	指定管理者	
陸上競技場					平成21年4月指定管理者制度導入
市民体育館					平成21年4月指定管理者制度導入
市民球場					平成21年4月指定管理者制度導入
多目的運動場					平成21年4月指定管理者制度導入
温水プールまじゅらんなど					指定管理者の指定期間が平成19年3月までとなっているが、引き続き制度の導入を図る。

産業振興施設 （情報提供施設、展示場施設など）

施設名	16年度末時点の状況				17～21年度までの5年間の取組目標
	直営	一部委託	管理委託	指定管理者	
産業振興センター・結の街					指定管理者の指定期間が平成20年3月までとなっているが、引き続き制度の導入を図る。

基盤施設 （駐車場、大規模公園、水道施設、下水道終末処理場など）

施設名	16年度末時点の状況				17～21年度までの5年間の取組目標
	直営	一部委託	管理委託	指定管理者	
都市公園					平成18年4月指定管理者制度導入

文教施設 （市町村民会館、図書館など）

施設名	16年度末時点の状況				17～21年度までの5年間の取組目標
	直営	一部委託	管理委託	指定管理者	
城間公民館					平成18年4月指定管理者制度導入
てだこホール					平成18年10月指定管理者制度導入

医療・社会福祉施設 （病院、老人福祉センター、保育所など）

施設名	16年度末時点の状況				17～21年度までの5年間の取組目標
	直営	一部委託	管理委託	指定管理者	
かりゆしセンター					平成17年6月指定管理者制度導入済（新設）
母子生活支援施設浦和寮					平成17年10月指定管理者制度導入済
サン・アビリティーズうらそえ					平成18年4月指定管理者制度導入
老人福祉センター					平成18年4月指定管理者制度導入
地域福祉センター					平成18年4月指定管理者制度導入
ひまわり学童クラブ					平成18年4月指定管理者制度導入（新設）
牧港保育所					平成19年4月民間法人の設置管理へ移行

その他

施設名	16年度末時点の状況				17～21年度までの5年間の取組目標
	直営	一部委託	管理委託	指定管理者	
屋富祖地区学習等供用施設					平成17年4月指定管理者制度導入済
勢理客第一地区学習等供用施設					平成17年4月指定管理者制度導入済
牧港地区学習等供用施設					平成17年4月指定管理者制度導入済
内間地区学習等教養施設					平成17年4月指定管理者制度導入済
グリーンハイツ地区学習等供用施設					平成17年4月指定管理者制度導入済
西原地区学習等供用施設					平成17年4月指定管理者制度導入済
内間市営住宅					平成19年4月指定管理者制度導入
前田市営住宅					平成19年4月指定管理者制度導入
安波茶市営住宅					平成19年4月指定管理者制度導入

公の施設以外の施設 (研究施設等)

施設名	16年度末時点の状況				17～21年度までの5年間の取組目標
	直営	一部委託	全部委託	指定管理者	
教育研究所					学校教育職員の研修、父母や教師の教育相談、児童生徒の適応指導等を行っているが、業務の特殊性を勘案し引き続き一部委託とする。

【公の施設とは】

地方自治法上の公の施設とは、「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」をいいます。

1. 住民の利用に供するためのものであること。(庁舎、給食センター等は公の施設ではない。)
2. 当該普通地方公共団体の住民の利用に供するためのものであること。
3. 住民の福祉を増進する目的をもって設けるものであること。
4. 地方公共団体が設けるものであること。

【公の施設以外の施設とは】

公の目的のために設置された施設であっても、住民の利用に供することを目的としないものをいいます。

【指定管理者制度とは】

指定管理者制度は、市町村が指定する法人その他の団体に、施設の管理を行わせるものであり、多様化する住民ニーズに効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用し、住民サービスの向上を図るとともに経費の節減等を図ることを目的としております。

但し、学校教育法等で管理主体が限定されている施設については、制度の対象外となっています。

事務事業の民間委託推進について

事務事業	管理事務				清掃事務			その他										
	本庁舎清掃	本庁舎の夜間警備	案内・受付業務	電話交換業務	公用車運転	し尿収集	一般ごみ収集	学校給食 調理	学校給食 運搬	学校用務員事務	道路維持補修・ 清掃等	ホームヘルパー派 遣事業	在宅配食サービ ス	情報処理・庁内情 報システム維持	HP作成・運営	給与計算事務	業 リサイクル啓発事	
16年度末の状況								×		×							×	
今後5年間取組目標																		
実施予定年度								19										

備考) 16年度末 :全部委託 :一部委託 ×:外部委託未実施 -:事務事業がない
 今後5年間 :全部委託 :一部委託 :廃止 :あり方を検討

事務事業	平成17年度～平成21年度の5年間における目標						現状と今後五年間の取り組み内容
	16年度末現在	17	18	19	20	21	
本庁舎清掃							既に全部委託済み
本庁舎の夜間警備							既に全部委託済み
案内・受付業務							既に全部委託済み
電話交換業務							既に全部委託済み
公用車運転							運転職は廃止しており特別職専用車のみ委託
し尿収集							既に全部委託済み
一般ごみ収集							既に全部委託済み
学校給食 調理	×	×					2共同調理場の内1ヶ所は平成19年度から民間委託
学校給食 運搬							既に全部委託済み
学校用務員事務	×	×					嘱託職員を配置しており継続
道路維持補修・清掃等							既に全部委託済み
ホームヘルパー派遣事業							既に全部委託済み
在宅配食サービス							既に全部委託済み
情報処理・庁内情報システム維持							平成20年度に電算システムを機能拡大し継続
HP作成・運営							HP作成は直営でシステム管理については一部委託
給与計算事務	×	×	×	×	×	×	
リサイクル啓発事業	×						平成17年度から委託済み
その他							

備考) 16年度末 :全部委託 :一部委託 ×:外部委託未実施 -:事務事業がない
 今後5年間 :全部委託 :一部委託 :廃止 :あり方を検討 :継続

定員管理の適正化

(1) 職員の変動状況

	H11.4.1～H16.4.1				H17.4.1	H18.4.1	H19.4.1	H20.4.1	H21.4.1	H22.4.1	H17.4.1～H22.4.1		H11.4.1～H22.4.1		
	H11 職員数	H16 職員数	増減数	対H11.4.1 増減率	職員数						増減計	対H17.4.1 増減率	増減計	対H11.4.1 増減率	
総職員数	893	879	-14	-1.6%	863	856	840	831	813	808	-55	-6.4%	-85	-9.5%	
うち公営企業部門	水道事業	50	42	-8	-16.0%	42	42	42	41	41	41	-1	-2.4%	-9	-18.0%
	下水道事業	16	15	-1	-6.3%	15	15	15	15	14	14	-1	-6.7%	-2	-12.5%
採用者	-				18	29	12	16	10	30	-	-	-	-	
退職者	-				34	36	28	25	28	35	-	-	-	-	

(2) 過去の純減実績の内容

H11.4.1の職員数は893名であったが、事務の統廃合縮小や民間委託等の推進により、H16.4.1までに14名の削減を図った。純減率1.6%。
 また、H16.4.1～H17.4.1にかけては事務事業の見直しなどを徹底し、16名の削減となった。そのため、H11.4.1～H17.4.1までの間では、30名の削減となり、3.4%の純減率である。

(3) H17.4.1～H22.4.1までの定員管理の数値目標の基本方針

適正化目標の基本的考え方、適正化目標の設定の仕方

行政組織の簡素効率化、指定管理者制度の導入、民間への業務委託等を推進するとともに、事務事業全般について見直しを図り、集中改革プラン策定期間における総職員数は808名以下とし、純減率6.4%を上回るものとする。

(4) 定員適正化計画の見直し状況

現行の定員適正化計画

策定期間：平成 年 月 - 年 月

今後の見直し予定の有無

策定予定期間：平成 年 月 - 年 月

給 与 の 適 正 化

適正化とは国の給与基準に準ずることをいう。

	項 目	平成17年4月1日現在の状況	適正化に向けての取組
1	高齢層職員昇給停止	国の給与基準に準じて、55歳昇給停止。	平成17年4月に実施済み。
2	昇給運用制度 (昇給の短縮・期間の運用)	<p>最高号給昇給期間: 1号上位の号給に昇給する場合に、給料表で最高号給である場合は、12月で昇給。</p> <p>枠外号給昇給期間: 1号上位の号給に昇給する場合に、給料表で枠外にある場合は、18月で昇給。</p> <p>退職時特別昇給: 国に準じて退職時特別昇給を廃止。</p>	<p>最高号給昇給期間: 平成18年度中に国の基準である18月へ是正。</p> <p>枠外号給昇給期間: 平成18年度中に国の基準である24月へ是正。</p> <p>退職時特別昇給: 平成16年度に廃止済み。</p>
3	級別職務分類表に適合しない級への格付け等の見直し (わたり等の見直し)	給別職務分類表については、国と異なる運用がある。	平成18年4月1日に一部是正。引き続き、平成21年度までに国に準じた見直しを検討する。
4	退職手当の支給率の見直し	国の支給率に準じて59.28。	平成17年4月に是正。
5	特殊勤務手当	農薬散布従事手当、建築主事手当、図書館勤務手当、美術館勤務手当、市民体育館勤務手当、現金取扱手当、調理員手当等がある。	特殊勤務手当については、平成19年度内で総合的に検討し、制度の趣旨に合致しないものや支出が不適切なものについては、見直しを図る。
	諸手当の適正化 その他手当	<p>通勤手当: 通勤距離1km以上の職員への支給及び自家用車等交通用具で通勤した場合の支給額が国と異なる。</p> <p>住居手当: 持ち家の場合、毎月2,500円が支給されている。</p> <p>時間外手当: 1週間の勤務時間が38時間45分であるため、時間外・夜間・休日勤務手当の時給単価が国と異なる。</p>	<p>通勤手当: 平成17年5月から沖縄県に準じて是正。交通用具で通勤した場合の支給額が国と異なり、引き続き国に準じた見直しを図る。</p> <p>住居手当: 平成19年度内に国に準じて支給期間を新築若しくは取得の日から5年以内とする。</p> <p>時間外手当: 平成19年度内で勤務時間を40時間へ是正する。</p>
6	技能労務職の給与の見直し	国と異なる給料表が適用されている。	平成20年度内で、国の行政職俸給表(二)に準じた給料表の導入を検討する。

経費節減等の財政効果（普通会計）

(単位:百万円)

項 目		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	合 計		
歳入	超過課税の実施、法定外税新設						0		
	税の徴収対策	83	83	83	83	83	415		
	使用料・手数料の見直し	1	21	65	65	65	217		
	未利用財産の売り払い等	9	7	7	7	7	37		
	その他	3	3	4	4	4	18		
	歳入確保額計(A)	96	114	159	159	159	687		
歳出	職員削減(議員含む)		106	144	241	303	423	1,217	
		うち退職者の不補充		41	79	147	166	177	610
		うち嘱託、臨時、派遣職員等の活用を除いた分		27	65	119	124	135	470
	給与等削減	職員	給料	3					3
			手当	59	66	76	76	76	353
		三役等特別職	給料					8	8
			手当					3	3
		議員	報酬					22	22
			手当					7	7
	計		62	66	76	76	116	396	
	その他							0	
	小 計		168	210	317	379	539	1,613	
	組織の統廃合							0	
民間委託による事務事業費削減		13	193	110	110	110	536		
うち指定管理者制度導入によるもの		13	31	47	47	47	185		
施設等維持費の見直し							0		
補助金等の整理合理化		45	82	82	82	82	373		
投資的経費の見直し		20	20	20	20	20	100		
内部管理経費の見直し		169	178	178	169	169	863		
その他事務事業の整理合理化			13	13	13	13	52		
その他							0		
歳出削減額(B)		415	696	720	773	933	3,537		
合 計(A)+(B)		511	810	879	932	1,092	4,224		

第三セクターの見直し

< 浦添市出資法人 (H17.3.31現在) >

法人名	業務概要	出資額：千円（比率：％）	財政支援の有無			
			補助金	貸付金	債務保証	損失補償
浦添市土地開発公社	・ 公の施設の用地取得、造成及び管理並びに処分 ・ 地域開発用地の造成事業及び港湾整備事業等	10,000 (100.0)				
浦添市公共施設管理公社	・ 市から受託した公共施設の管理運営 ・ 施設利用者の要請による指導サ・ビス等	30,000 (100.0)				

「第三セクター等」とは、地方公共団体が出資または出えんする民法法人及び商法法人、地方三公社をいう。

1. 既存法人の見直し

既存法人について、廃止を含め積極的な経営改革を行う。

21年度までの見直しの方針

見直しの方法	統廃合等見直しの検討を要する法人の基準	対象法人	21年度までの見直しの方針	目標年度
廃止	公益法人（財団法人）	浦添市公共施設管理公社	浦添市公共施設管理公社を廃止し、指定管理者制度の導入を図る。	H18
監査・点検評価体制の拡充	特殊法人	浦添市土地開発公社	外部監査体制の拡充及び点検評価体制の整備	H19
情報公開の推進	特殊法人	浦添市土地開発公社	情報公開に向けて整備	H19
役職員数・給与の削減	特殊法人	浦添市土地開発公社	職員定数及び給与適正化計画を踏まえ見直しを行う。	H19

2. 監査・点検評価・情報公開

浦添市土地開発公社について、19年度までに以下の見直しを実施。

- ・外部の専門家による監査体制の拡充及び点検評価体制の整備。
- ・財務諸表の概要、財政支援の状況、監査・点検評価の結果、人件費について、ホームページで公開。

監査および点検評価の実施状況（H17.3.31現在）

法人名	監査・点検評価の実施状況			情報公開の状況（公開している情報）						
	監査委員による監査	外部監査	委員会等による定期的な点検評価	財務諸表		財務諸表の概要	事業計画	財政支援の状況	監査・点検評価の結果	人件費
				損益計算書	貸借対照表					
浦添市土地開発公社	×		×	×	×	×	×	×	×	×
浦添市公共施設管理公社		×	×	×	×	×	×	×	×	×

3. 役職員数・給与

浦添市土地開発公社について、以下の見直しを実施。

- ・職員の定数及び給与について、市職員の定数及び給与の適正化計画を踏まえ見直しを行う。
- ・役職員給与等人件費の状況を平成18年度までに情報公開。

平成21年度までの役職員数及び給与の数値目標

法人名	上段：役員数：人 下段：（役員平均給与/月：万円）								上段：職員数：人 下段：（職員平均給与/月：万円）							
	H17.3.31	H18.3.31	H19.3.31	H20.3.31	H21.3.31	H22.3.31	対H17.3.31 増減数	対H17.3.31 増減率	H17.3.31	H18.3.31	H19.3.31	H20.3.31	H21.3.31	H22.3.31	対H17.3.31 増減数	対H17.3.31 増減率
	浦添市土地開発公社	11 0	11 0	11 0	11 0	11 0	11 0	0 0	0.0 0	1 (-)	1 (-)	1 (-)	1 (-)	1 (-)	1 (-)	0 (-)

H18.3.31以降の数値は目標値。

役員は、市職員が兼務しているため給与の支給はなし。

地方公営企業関係

1. 水道事業の経営健全化について

平成21年度までに下記の経営改革に取り組みます。

(1) 経営改革への取組計画

NO	項目	概要	取組計画				
			17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
1	組織体制の見直し	簡素にして効率的な執行体制の確保。		検討	実施		
2	事務事業の再編	事務事業の整理、廃止、統合等。		検討	実施		
3	民間委託の推進	民間の経営的手法を活用した積極的な民間委託の導入。		検討			
4	水道事業管理者の見直し	水道事業管理者の設置について事業や財政規模等総合的な視点から見直し。				検討	実施

定員管理を見直し、平成21年度までに人員を2.4%削減します。

(2) 定員管理に関する計画

	17.4.1～22.4.1	対17.4.1純減率	11.4.1～16.4.1 純減実績	対11.4.1純減率	定員適正化計画 見直し状況
採用者見込み(A)	14				課の統廃合等や民間委託等により定員を削減してきた。今後下水道事業との整理統合を検討する。
退職者見込み(B)	15				
(A)-(B)	-1	2.4%	-8	18.0%	

17年4月1日現在の総職員数：42名

22年4月1日現在の総職員数：41名

特殊勤務手当の見直しなどを行い、給与を適正化します。

(3) 給与の適正化に関する計画

	実施内容	予定年度・(実施済年度)
高齢層職員昇級停止	55歳以上職員の昇級停止を実施	平成17年度
不適正な昇級運用の是正	定年退職者の退職時特別昇給を廃止	平成16年度
級別職務分類表の格付け是正	平成18年4月1日に一部是正。引き続き、平成21年度までに国に準じた見直しを検討する。	平成21年度
特殊勤務手当の適正化	水道技術管理者手当の単価及び物品取扱手当の見直し。	平成19年度

平成21年度までに経費節減に取り組み、経営健全化を目指します。

(4) 経費節減等の取組による効果額(見込み)

(単位：千円)

項目		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	合計
収入	未収金の徴収対策						
	料金の見直し						
	未利用財産の売り払い等						
	その他						
支出	人件費削減	職員削減(議員含む)			7,245	18,122	25,367
		うち退職者不補充の場合の効果額					
		嘱託、臨時、派遣職員等の活用の場合の効果額					
	給与等の削減	2,534	2,534	2,612	2,612	2,612	12,904
	組織の統廃合						
	民間的経営手法の導入による事務事業費削減						
	その他						
合 計		2,534	2,534	2,612	9,857	20,734	38,271

主要な経費節減対策

- ・職員定数の適正化計画に基づき職員1人を削減します。
- ・事業規模を勘案し、水道事業管理者の設置を廃止します。
- ・市に準じた給与の適正化を図ります。

集中改革プランの計画達成状況を公表します。

(5) 計画達成状況の公表

公表時期

	公表時期
中間報告	適宜実施
最終報告	平成22年5月

公表方法

市広報紙及びホームページにより、市分と併せて公表を行う。

計画達成状況の評価方法

- ・水道事業ガイドラインの業務指標(PI)の活用

水道事業ガイドラインの業務指標(PI)

日本水道協会規格として制定された水道事業ガイドラインの業務指標で、定量化によるサービス水準の向上を目的としている。

2. 下水道事業の経営健全化について

平成21年度までに下記の経営改革に取り組みます。

(1) 経営改革への取組計画

NO	項目	概要	取組計画				
			17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
1	組織体制の見直し	簡素にして効率的な執行体制の確保。		検討	実施		
2	事務事業の再編	事務事業の整理、廃止、統合等。		検討	実施		
3	民間委託の推進	民間の経営的手法を活用した積極的な民間委託の導入。		検討			

定員管理を見直し、平成21年度までに人員を6.7%削減します。

(2) 定員管理に関する計画

	17.4.1～22.4.1	対17.4.1純減率	11.4.1～16.4.1 純減実績	対11.4.1純減率	定員適正化計画 見直し状況
採用者見込み(A)	7	/	/	/	課の統廃合等や民間委託等により定員を削減してきた。今後下水道事業との整理統合を検討する。
退職者見込み(B)	8	/	/	/	
(A)-(B)	-1	6.7%	-1	12.5%	

17年4月1日現在の総職員数：15名

22年4月1日現在の総職員数：14名

給与の適正化を図ります。

(3) 給与の適正化に関する計画

	実施内容	予定年度・(実施済年度)
高齢層職員昇級停止	55歳以上職員の昇級停止を実施	平成17年度
不適正な昇級運用の是正	定年退職者の退職時特別昇給を廃止	平成16年度
級別職務分類表の格付け是正	平成18年4月1日に一部是正。引き続き、平成21年度までに国に準じた見直しを検討する。	平成21年度

平成21年度までに経費節減に取り組み、経営健全化を目指します。

(4) 経費節減等の取組による効果額(見込み)

(単位：千円)

項目		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	合計
収入	未収金の徴収対策						
	料金の見直し						
	未利用財産の売り払い等						
	その他						
支出	人件費削減	職員削減(議員含む)				7,245	7,245
		うち退職者不補充の場合の効果額					
		嘱託、臨時、派遣職員等の活用の場合の効果額					
	給与等の削減	962	962	962	962	962	4,810
	組織の統廃合						
	民間的経営手法の導入による事務事業費削減						
	その他						
合 計		962	962	962	962	8,207	12,055

主要な経費節減対策

- ・職員定数の適正化計画に基づき職員1人を削減します。
- ・市に準じた給与の適正化を図ります。

集中改革プランの計画達成状況を公表します。

(5) 計画達成状況の公表

公表時期

	公表時期
中間報告	適宜実施
最終報告	平成22年5月

公表方法

市広報紙及びホームページにより、市分と併せて公表を行う。

計画達成状況の評価方法

- ・政策評価制度の導入